

備考

.....
.....
.....
.....
.....

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 専断禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。



宅地建物取引士証

氏名 熊崎 正樹

住所 東京都豊島区新井2-6-27-102
(昭和51年1月1日生)

登録番号 (東京) 第269433号

登録年月日 令和3年1月22日

令和8年1月25日まで有効

東京都知事 小池 百合子

交付年月日 令和3年1月26日
発行番号 第201321367号

